本号で公布された法令のあらまし

◇**外国為替令の一部を改正する政令**（政令第一四七号）（財務省）

1　特定の地域を仕向地又は積出地として支払手段又は証券を携帯して輸出し、又は輸入しようとする場合として財務大臣が定める場合について、事前届出の対象となる金額の下限を現行の三〇万円から一〇万円に引き下げることとした。（第八条の二第一項関係）

2　この政令は、平成二二年七月六日から施行することとした。

◇**農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四八号）（環境省）

1　農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の政令で定める要件として、カドミウムに関するものを改めることとした。（第二条第一項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書**（条約第二号）（外務省）

この議定書は、国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することを目的として、日本国政府とシンガポール共和国政府との間の現行の租税協定の情報交換に係る規定を国際標準に沿った内容に改めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行協定第二六条を改め、両締約国の権限のある当局は、協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換することについて定めるとともに、受領した情報は秘密として取り扱うこと、一定の場合には情報を提供する義務を課されないこと等について規定する。（第一条関係）

2　この議定書は、各締約国が効力発生に必要な国内手続を完了したことを確認する通告を他方の締約国に対し行い、遅い方の通告が受領された日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第二条関係）

政　令

外国為替令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百四十七号

外国為替令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第一号中「三十万円」を「十万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十二年七月六日から施行する。

財務大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　菅　**直**人

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百四十八号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第百三十九号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一ミリグラム以上である」を「〇・四ミリグラムを超える」に改め、同項第二号中「一ミリグラム以上となる」を「〇・四ミリグラムを超える」に改め、同号イ中「農地用」を「農用地」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

環境大臣　小沢　鋭仁

内閣総理大臣　菅　**直**人